

2 課税標準額および税額

資産が所在する区ごとに、前記1により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額（100円未満切捨て）を計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

3 免税点

課税標準額が同一区内で150万円（免税点）未満である場合は、固定資産税は課税されません。
免税点未満の場合は、納税通知書は送付いたしません。

4 納付方法

4月上旬に市税事務所から送付する納税通知書（納付書）により、通常4回（4月、7月、12月、翌年2月）に分割して納付していただくことになります。

市税の納付には、安全・確実・便利な口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

口座振替・自動払込をご希望の場合は、各金融機関備付の「大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書」を預貯金口座のある大阪市公金収納取扱金融機関へご提出ください。

※申込書（ゆうちょ銀行および郵便局を除く）は、大阪市ホームページからダウンロードいただけます。

※Web、市税事務所窓口でのお申込みもご利用いただけます。ただし、対応金融機関が限られています。

また、法人口座での利用はできません。詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 市税 口座

なお、コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書で、PayPay請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、au PAY、ゆうちょPay、クレジットカード等による納付も可能です。

大阪市 市税 納付

※納付方法は変更または追加になる可能性があります。詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

市税の納付についてのお問い合わせ先

大阪市船場法人市税事務所収納管理グループ（06-4705-2931）

5 評価額の補正等

所有されている償却資産について、次のような特別な事情があった場合は、申請（届）により評価額の補正（減額）等が適用されますので、大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループへお問い合わせのうえ、必要書類を提出してください。

（1）法人税法または所得税法の規定により、増加償却、耐用年数の短縮等の適用があった場合

（2）1年以上の長期にわたる遊休状態、災害等により、所有資産の評価額が著しく低下した場合



【償却資産申告書等提出先】

〒541-8551

大阪府中央区船場中央1-4-3-203

船場センタービル3号館2階北側

大阪市船場法人市税事務所

固定資産税（償却資産）グループ 行

※申告書等を郵送で提出される際に、切り取り封筒に貼ってご使用ください。